

新潟県条例第15号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第4条第2項又は第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者	2級建築士又は木造建築士の免許手数料	1件につき <u>19,300円</u>	1 法第4条第2項又は第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者	2級建築士又は木造建築士の免許手数料	1件につき <u>19,200円</u>
(略)			(略)		
3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>17,900円</u>	3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>17,700円</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。